

○学校法人専修大学常勤役員退職金規程

昭和42年4月1日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人専修大学（以下「本法人」という。）の常勤役員が退任した際に支給する退職金について、その算出方法及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「常勤役員」とは、学校法人専修大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）に規定する次に掲げる者をいう。

- (1) 総長
- (2) 理事長
- (3) 学長
- (4) 常勤理事
- (5) 常勤監事

(在任年数)

第3条 常勤役員の在任年数は、常勤役員として発令された日から退任した日までの年数とする。ただし、再任された場合は、在任年数は継続するものとする。

(退職金の算出及び支給)

第4条 退職金の算出は、次の方法による。

- (1) 常勤役員(学長を除く。)の退職金は、在任年数に3を乗じて得た数に、退任時の月額報酬を基礎とした額を乗じて得た額とする。
- (2) 学長の退職金は、在任年数に3を乗じて得た数に、退任時の専任教員としての本給及び学長手当の月額を基礎とした額を乗じて得た額とする。
- (3) 前2号の計算に当たって在任年数に端数が生じた場合は、月割計算とし、1か月に満たない日数は、16日以上は1か月に切り上げ、15日以下は切り捨てる。
- (4) 常勤役員の在任年数が継続して9年以上にわたるとき、及び在任中の功労が顕著なときは、第1号及び第2号の退職金に加えて、特別功労加給金を支給することができる。
- (5) 前号の特別功労加給金の額は、当該常勤役員の退任日直後の賞与(上期

又は下期)相当額の範囲内とする。この場合において、その算出に当たっては、当該賞与の前年度支給基準により算出した額を基礎とし、その退任日を勘案して決定する。

- 2 前項の規定により算出した退職金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。

(退職金の不支給)

第5条 常勤役員が寄附行為第13条第1項第1号若しくは第3号又は第28条第1項第1号若しくは第3号に掲げる事由により解任された場合は、退職金を支給しない。

(学長の就任前等の退職金)

第6条 学長の就任前又は退任後に専任教員としての在職期間があるときは、その期間の退職金については、専修大学教員退職金規程の定めるところにより支給する。

(死亡による退任時の退職金支給)

第7条 常勤役員が死亡により退任した場合の退職金は、次の順位により支給する。

- (1) 配偶者
- (2) 直系卑属
- (3) 直系尊属
- (4) 死亡当時本人の収入により生計を維持されていた者

(退職金の支給時期)

第8条 退職金の支給は、常勤役員の退任後、1か月以内に行うものとする。

(退職金の支給延期)

第9条 常勤役員が退任する場合において、寄附行為第13条第1項第1号若しくは第3号又は第28条第1項第1号若しくは第3号に相当する行為の存否について調査が必要と認められるときは、本法人は、当該調査が終了するまでの間、当該常勤役員に対する退職金の支給を延期するものとする。

- 2 前項の調査の結果、寄附行為第13条第1項第1号若しくは第3号又は第28条第1項第1号若しくは第3号に該当する行為があったと認められるときは、本法人は、当該常勤役員に対する退職金を支給しないものとする。

(退職金の返還請求)

第10条 退任した常勤役員に対し既に退職金が支給されている場合において、

当該常勤役員が、在任中に寄附行為第13条第1項第1号若しくは第3号又は第28条第1項第1号若しくは第3号に該当する行為を行い、又は退任後に守秘義務に違反したと認められるときは、本法人は、当該常勤役員に対して、退職金の全部の返還を請求するものとする。

(事務所管)

第11条 この規程に関する事務は、理事長室秘書課の所管とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年2月4日から施行し、昭和55年1月25日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(題名の変更)

2 この規程の施行に伴い、題名を常勤役員退職金規程から学校法人専修大学常勤役員退職金規程に変更する。

附 則

この規程は、令和6年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。